

2020年度 川本町職員採用試験受験案内

川 本 町

〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271 番地 3
川本町総務財政課 TEL0855-72-0631
川本町ホームページアドレス
<http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>

2020年度川本町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 受付期間

令和2年7月6日（月）～令和2年8月17日（月）

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。なお、土曜日、日曜日は受付できません。（試験申込書及び受験票用紙等の配布も同じ）

郵送による場合は、8月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験種目	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	若干名	行政事務に従事します。
高校卒業程度	土 木	若干名	土木業務に従事します。

3. 受験資格

(1) 次の受験資格を有する人が受験できます。

試験種目	試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度	一般事務	1. 昭和56年4月2日以降に生まれた人。 （令和3年4月1日時点満40歳未満） 2. 学校教育法による高等学校を卒業した人。又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人
高校卒業程度	土 木	1. 昭和56年4月2日以降に生まれた人。 （令和3年4月1日時点満40歳未満） 2. 土木専門課程（高校・高専・大学・各種学校）を修了した人、若しくは令和3年3月31日までに修了見込みの人又は土木技術職として3年以上の経験を有する人。

(2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本の国籍を有しない人。
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (ウ) 川本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4. 試験の日時、試験地、試験会場及び合格発表

区分	試験の日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月20日(日) 受付時間 9:15~9:45 試験開始 10:00~	島根県浜田市野原町 1826番地1 「いわみーる」	10月中旬頃 合否結果を受験者に郵送で通知します。
第2次試験	10月下旬~ 11月上旬の予定 第1次試験合格通知の際 にお知らせします。	島根県邑智郡川本町 大字川本271-3 「川本町役場」	11月中旬頃 合否結果を受験者に郵送で通知します。

5. 試験の種目及び内容

区分	試験種目	試験区分	内容
第1次試験	教養試験 10:00~12:00	全試験区分	公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式による高校卒業程度の筆記試験を行います。 (出題分野) 出題数 40 題 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	性格特性 検査 12:40~13:00	全試験区分	公務員に求められる資質について、性格特性を検査します。
	専門試験 13:30~15:00	土木	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験を行います。 (出題分野) 出題数 30 題 数学・物理、情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

一般事務 … 教養試験、性格特性検査 13:00 に終了します

土木 … 教養試験、性格特性検査、専門試験 15:00 に終了します

6. 受験手続

(1) 試験申込書及び受験票用紙等の交付

(ア) 試験申込書、受験票用紙は、川本町役場総務財政課で交付します。

(イ) **試験申込書及び受験票用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外:A4判が入る大きさ)を必ず同封して、川本町役場総務財政課まで請求してください。**

ただし、8月6日(木)までに請求のあったものに戻送します。

(2) 受験の申し込み

試験申込書、受験票に必要事項を記入し期日までに、川本町役場総務財政課に持参若しくは郵送で提出してください。ただし、受験票の写真欄には写真を貼らないでください。(写真は、受験票の交付を受けた後、試験当日までに貼ってください。)

また、それぞれ折り曲げないでください。

郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書きし、書留で郵送してください。

なお、受験票は受付締切後、受験資格を審査し郵送します。受験票が9月11日(金)までに到着しない場合は、川本町役場総務財政課に申し出てください。

7. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されそのうちから採用者が決定されます。従って採用候補者名簿に登載されたもの全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿は原則として1年間有効です。
- (3) 採用は原則として令和3年4月1日以降の予定です。
- (4) 採用後の給与その他勤務条件等は、川本町の関係条例、規則等によります。

8. 注意事項

- (1) 試験申込書及び受験票等の記載事項に不備のある場合には、返却する場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- (2) 試験当日は、受験票がないと受験できませんので、必ずお持ちください。
- (3) 試験に関する書類は一切お返ししません。申込書等に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (4) 気象状況等により試験実施が危惧されるときは、上記申込先まで、お問い合わせください。

9. 問い合わせ

申込及び受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、川本町役場総務財政課にしてください。

※申込書等記入上の注意

- (1) 申込書及び受験票等の**太枠内の全ての欄**(※印の欄を除く)にもれなく記入してください。
- (2) 記入はすべて**本人の自筆により**黒インク又は黒のボールペンを用い、かい書でいねいに記入してください。
- (3) 数字は算用数字を使用し、**該当する□の中に✓印をつけてください。**
- (4) 年号はすべて和暦(昭和・平成)で記入してください。
- (5) 「現住所」及び「受験票等送付先」欄は、番地まで詳細に、アパートの場合は○号室まで、下宿の場合は下宿先まで記入してください。
- (6) 受験票の写真欄に、写真をはらないでください。**(写真は、受験票の交付を受けた後、試験当日までにはり付けてください。)**
- (7) **記載事項に不正があると、職員として採用される資格を失うことがあります。**